

大分県報

平成三十年
第三〇一二号
八月二十四日

（金曜日）

目次

告示	一
特定非営利活動法人の定款変更認証申請（二件）	一
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請	一
遊漁規則の変更認可	三
道路の供用開始	四

○告示

大分県告示第五百七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年八月二十四日

大分県知事 広 瀬 貞

- 一 変更申請のあった年月日
平成三十年七月二十七日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 白杵伝統建築研究会
- 三 代表者の氏名
菊 田 徹
- 四 主たる事務所の所在地
白杵市大字江無田千四百七十九番地三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、白杵地域の、伝統文化の保存・伝承及び伝統的建造物の意匠・技術・技の調査研究に関する事業を行い、魅力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

平成三十年八月二十四日

- 六 定款変更の内容
役員に関する事項の変更
会議に関する事項の変更
資産及び会計に関する事項の変更
定款の変更に関する事項の変更
公告の方法の変更

大分県告示第五百八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年八月二十四日

大分県知事 広 瀬 貞

- 一 変更申請のあった年月日
平成三十年八月六日
- 二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人 学びの共同体
- 三 代表者の氏名
河 野 暢 子
- 四 主たる事務所の所在地
中津市金手四十七番地一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、児童・青少年に対して、国際化時代に対応した語学力及び日本人としての基礎学力向上に関する事業を行い、地域における国際人教育に寄与することを目的とする。
- 六 定款変更の内容
役員に関する事項の変更
会議に関する事項の変更
公告の方法の変更

大分県告示第五百九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

大分県報（告示）

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。
平成三十年八月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請の概要

- 1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
大分市大手町三丁目一番一号
大分県

大分県知事 広 瀬 勝 貞

2 特定事業場の所在地及び名称

豊後高田市大字呉崎北桂三千三百八十一番地外
大分県農林水産研究指導センター 水産研究部 浅海・内水面グループ

3 設置される特定施設の種類

- イ 洗濯施設

種 類	洗濯施設
	① 〇・一㎡ 一基 ② 〇・一〇㎡ 四基
能 力	許可の日 平三一・三・三一 平三一・四・一 間欠 八時間 なし
使用時間	間欠
使用開始予定年月日	平三一・四・一
工事完成予定年月日	平三一・三・三一
一日当たりの使用時間	八時間
使用の季節的変動	なし
汚水等の一日当たりの量	通常値 〇・二 最大値 〇・四
項 目	通常値 五・八〇八・六 最大値 五・八〇八・六
水素イオン濃度	一・一
生物化学的酸素要求量	一一

汚染状態の値	化学的酸素要求量	二・四	七・五
	浮遊物質	四・五	八・〇
汚染状態の値	窒素含有量	二・三	一六・〇
汚染状態の値	りん含有量	〇・三二	三・二
汚水等の処理の方法	大腸菌群数	三、〇〇〇以下	三、〇〇〇
種 類	生物学的処理		
	担体流動生物ろ過方式		
処 理 方 式	処理対象人員	一〇人	
	構造	FRP製	
主 要 寸 法	工事着手予定年月日	既設	
	工事完成予定年月日	既設	
使用開始予定年月日	使用時間	連続	
	一日当たりの使用時間	二四時間	
使用の季節的変動	通常値	一・一	二・〇
	最大値	一・一	二・〇
汚水等の一日当たりの量	処理前	一・一	二・〇
	処理後	一・一	二・〇
項 目	水素イオン濃度	一・一	二・〇
	生物化学的酸素要求量	二・〇	三・〇
汚染状態の値	化学的酸素要求量	二・〇	三・〇
	浮遊物質	二・〇	三・〇
汚染状態の値	窒素含有量	一・四〇	二・〇
	浮遊物質	三・〇〇	四・五〇
汚染状態の値	窒素含有量	二・〇	三・〇
	浮遊物質	一・四〇	二・一〇

5	排出水の量及び汚染状態の値	りん含有量	mg/l	二・〇	一・六	三・〇	二・四
		No. 7					
排水口名	No. 7	通常		通常		最大	
		の値		の値		の値	
一日当たりの排出水量		単位	m ³ /日	七・一〇	九九三		最大
項目		単位	通常の値		最大の値		
汚水の汚染等の状態の値	項目	単位	五・八〇八・六		五・八〇八・六		
水素イオン濃度			二・一		二・一		
生物化学的酸素要求量			三・七		三・七		
化学的酸素要求量			八・〇		八・〇		
浮遊物質			二・二八		二・二八		
窒素含有量			〇・三四		三・四		
りん含有量			三、〇〇〇以下		三、〇〇〇		
大腸菌群数							

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所
 1 縦覧期間
 平成三十年八月二十四日から同年九月十四日まで
 2 縦覧場所
 大分県生活環境部環境保全課及び豊後高田市役所

大分県告示第五百十号
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、遊漁規則の変更を次のとおり認可した。
 平成三十年八月二十四日

- 一 漁業権者の名称及び住所
 大野川漁業協同組合
 豊後大野市犬飼町久原六百八十六番地五
- 二 漁業権の免許番号
 内共第三号
- 大分県知事 広 瀬 勝 貞

三 遊漁規則の変更の内容
 変更箇所
 変更後

（漁具、漁法の制限）
 第三条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄に掲げる遊漁の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。

ア 遊漁の種類	イ 遊漁の方法	ウ 規模	エ 期間
あゆ	（略）	（略）	六月一日より十月三十一日まで
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

2・3 （略）
 （遊漁の期間の制限）
 第四条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁はそれぞれ右欄に掲げる期間中でなければならぬ。

魚種	期間
あゆ	六月一日から十月三十一日までの期間で組合が公表する期間内
（略）	（略）
（略）	（略）

変更前

	<p>2・3 (略) (遊漁の期間の制限) 第四条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁はそれぞれ右欄に掲げる期間中でなければならぬ。</p>	<p>魚種</p>	<p>期間</p>	<p>あゆ 六月一日から十二月三十一日までの期間で組合が公表する期間内</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>			
<p>四 変更後の遊漁規則の施行の日 平成三十一年二月一日</p>	<p>大分県告示第五百十一号 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、平成三十年八月二十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成三十年八月二十四日</p> <p>大分県知事 広瀬 貞</p> <table border="1" data-bbox="510 235 638 1108"> <tr> <td data-bbox="510 235 638 380">道路の種類及び路線名</td> <td data-bbox="510 380 638 873">供用開始区間</td> <td data-bbox="510 873 638 1108">供用開始年月日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 235 582 380">県道万田四日市線</td> <td data-bbox="510 380 582 873">中津市大字永添字外屋敷一六〇八番一八から中津市大字永添字東ノ浦二三六七番七まで</td> <td data-bbox="510 873 582 1108">平三〇・八・二四</td> </tr> </table>																							道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日	県道万田四日市線	中津市大字永添字外屋敷一六〇八番一八から中津市大字永添字東ノ浦二三六七番七まで	平三〇・八・二四
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日																											
県道万田四日市線	中津市大字永添字外屋敷一六〇八番一八から中津市大字永添字東ノ浦二三六七番七まで	平三〇・八・二四																											